

会長専決事項の処理について

平成17年9月27日以降において、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成18年2月17日

中央防災会議会長 小泉 純一郎

記

件名	年月日	事項
激甚災害の指定等	H17.10.21	平成十七年九月一日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H17.12.16	平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	小計	2件
地域防災計画の修正	H17.10.3	福島県
	H17.10.27	三重県
	H17.11.9	山口県
	H17.11.22	群馬県、広島県
	H17.12.2	岡山県、鳥取県
小計	7件	
合計		9件